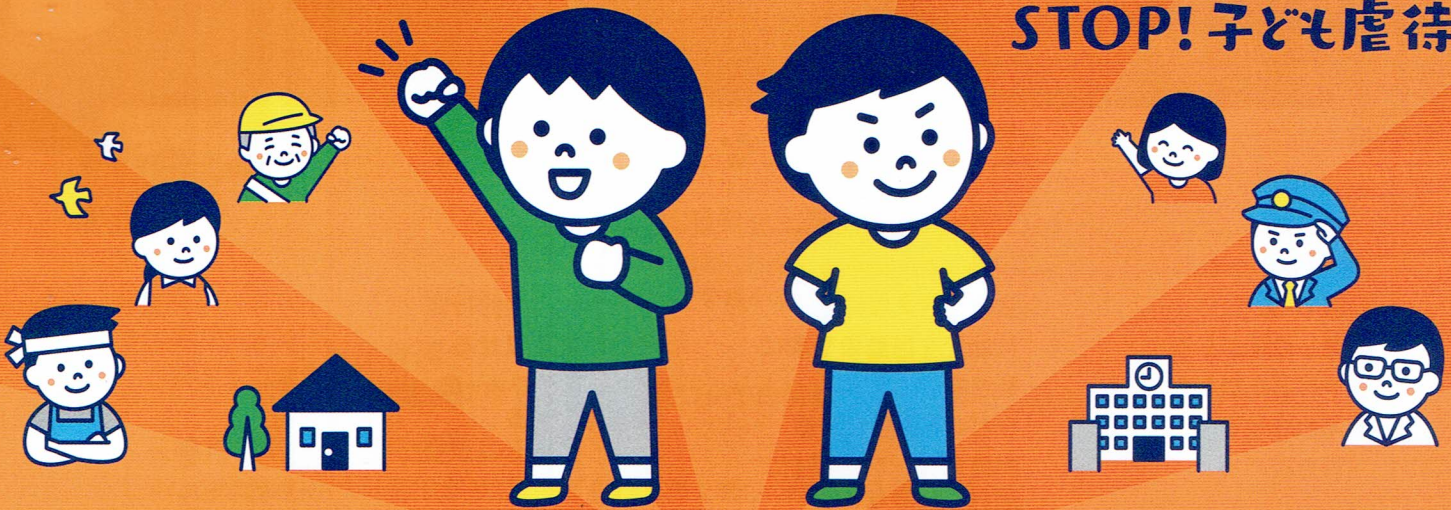


# 子どもの権利を守ろう!

STOP! 子ども虐待



令和3年10月に「横浜市子供を虐待から守る条例(平成26年11月施行)」が改正され、子どもへの体罰等の禁止が規定されました。

## 体罰によらない子育てを広げましょう!

### ■なぜ体罰等をしてはいけないの?

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっています。体罰等が繰り返されると、心身にさまざまな悪影響が生じる可能性があると言われています。

- 〈体罰等の影響〉 ●「落ち着いて話を聞けない」「我慢ができない」「感情をうまく表せない」などの行動の問題のリスクが高まる  
●体罰や暴言等を受けた体験がトラウマとなり、心身にダメージを与え、子どもの成長発達に悪影響を与える  
●厳しい体罰で脳の前頭前野が委縮する、暴言を浴びせられると脳の聴覚野が肥大するなど、脳の発達に悪影響を与える



### ■みんなで育児を支える社会に

子どもが健やかに成長・発達するためには、体罰等に対する意識を一人ひとりが変えていかなければなりません。同時に、保護者が孤立せず、子どもが育ちやすい社会であるために、体罰等を容認しない機運を醸成するとともに、寛容さを持って子どもの成長に温かいまなざしを向け、社会全体で子育てを行っていく必要があります。子育て家庭を応援しながら、体罰等のない社会を実現していきましょう。



### ■体罰等によらない子育ての工夫のポイント

- 大切にされていると感じるよう  
子どもの気持ちや考えに  
耳を傾けて  

- 触られたくないものは  
手の届かない場所へ  
叱らないでよい環境を  

- 気持ちの切替えが難しい時は  
場面を移して、  
注意の方向を変えてみる  

- やる気が増すように  
楽しく取り組める工夫を  

- 「いい子にして」や「ちゃんとして」では伝わらない  
肯定文でなにをするかを  
具体的に  

- 自己肯定感が育ちます  
できていることを  
具体的にほめましょう  


### ■子ども自身が権利の主体です



虐待、体罰等は子どもの人権侵害にあたります。平成28年の児童福祉法の改正により、すべての子どもには健やかに成長・発達し、その自立が図られる権利が保障されること、社会のあらゆる分野で子どもの意見が尊重され、その最善の利益が優先されるよう努めることが明らかにされました。

参考:厚生労働省リーフレット「体罰等によらない子育てを広げよう!」

# 横浜市子供を虐待から守る条例について

「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子どもが虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進するため、平成26年11月5日に施行されました。令和元年6月に児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止が明文化されたことなどを踏まえ、令和3年10月に本条例の一部改正を行いました。体罰など子どもの品位を傷つける行為がなく、全ての子どもが一人の人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。

## 〈条例改正のポイント〉

- 保護者は子育てに際して、虐待をしないことに加えて、体罰を含む子どもの品位を傷つける行為をしないこと、また、体罰等のない子育てを横浜市全体として支える内容を追加しました。
- 子ども自身が、さまざまな権利を持つ一人の人間として尊重されることを明らかにしました。

### 地域の皆さんの役割 (第5条)

- 子育てに係る保護者の負担を理解します。
- 子どもや保護者を地域で見守り、声かけを行い、孤立することのないよう努めます。



### 保護者の皆さんの役割 (第6条)

- 子どもに愛情をもって接し、自主性と自発性を育む健全な養育を行います。
- 積極的に相談や子育て支援事業を利用します。



### 市の果たすべき役割 (第4条)

- 虐待の予防、早期発見に努めます。
- 関係機関が行う虐待防止の取組を積極的に支援します。
- 虐待を行うおそれのある保護者を支援します。



### 関係機関の果たすべき役割 (第7条)

- 虐待の早期発見に努めます。
- 虐待発見時、各区こども家庭支援課・児童相談所に通告します。



### 妊娠中の女性と胎児の健康増進 (第12条)

- 妊娠中の女性は、自己と胎児の健康の保持増進に努めます。
- 配偶者及び同居者は、妊娠中の女性が安心して生活できるよう、心身の負担を軽減するなどの配慮を行います。



全文はこちらから



毎月5日は  
子供虐待防止  
推進の日

子どもたちの明るい  
未来のために

## 情報提供(通告)はこちらへ

秘密は守ります。匿名でもお受けします。

### ■各区こども家庭支援課

月～金曜日 8:45～17:00

全区こども家庭支援課にこどもの権利擁護担当が組織され通告をお受けしています。

区	電話	区	電話	区	電話
青葉区	045-978-2460	港南区	045-847-5612	戸塚区	045-866-8388
旭区	045-954-6160	港北区	045-540-2388	中区	045-224-8345
泉区	045-800-2465	栄区	045-894-8049	西区	045-320-8469
磯子区	045-750-2529	瀬谷区	045-367-5608	保土ヶ谷区	045-334-6396
神奈川区	045-411-7172	都筑区	045-948-2588	緑区	045-930-2552
金沢区	045-788-7728	鶴見区	045-510-1814	南区	045-341-1251

### ■児童相談所

月～金曜日 8:45～17:00

### ■夜間・休日

365日 24時間

児童相談所	担当区	電話
中央児童相談所	神奈川、鶴見、中、西、南	045-260-6510
西部児童相談所	旭、泉、瀬谷、保土ヶ谷	045-331-5471
南部児童相談所	磯子、金沢、港南、栄、戸塚	045-831-4735
北部児童相談所	青葉、港北、都筑、緑	045-948-2441

よこはま  
子ども虐待  
ホットライン **0120-805-240** はまっこ 24じかん

■LINE相談 月～土曜日 9:00～21:00(年末年始を除く)

かながわ  
子ども家庭110番  
相談LINE



友達追加は  
こちらから!